

## 神奈川県監査委員公表第11号

### 監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年7月25日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	柳	下		剛
同	齊	藤	たかみ	

#### 第1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

#### 第2 監査の対象

##### 1 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

##### 2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

#### 第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

#### 第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所及び出先機関2か所

#### 第5 監査実施日

令和7年6月18日

## 第6 監査の実施内容

### 1 臨時財務監査

例月出納検査において、本来一致すべき保管現金残高と公金の受払額を集計した金融機関データの受払残額に差額が生じていることを確認したことから、差額が生じる原因となった歳入歳出外現金に係る事務処理を行った出先機関2か所に対し、当該歳入歳出外現金の受払事務等の状況を臨時に監査した。

### 2 臨時財務監査及び臨時行政監査

例月出納検査において確認された本来一致すべき保管現金残高と公金の受払額を集計した金融機関データの受払残額に生じている差額について、差額が生じていることを認識していたにもかかわらず、是正に向けた対策を講じなかった本庁機関1か所に対し、差額が生じる原因となった歳入歳出外現金に係る収入支出額照合事務等の状況を臨時に監査した。

## 第7 監査の結果

監査の結果、臨時財務監査を実施した出先機関2か所並びに臨時財務監査及び臨時行政監査を実施した本庁機関1か所において不適切事項が3件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

### 1 臨時財務監査

#### 不適切事項が認められた箇所（2か所）

##### 総務局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県川崎県税事務所	令和7年6月18日（令和6年11月18日職員調査）	歳計外現金事務において、競売配当金41,300円を県税収入として充当するに当たり、歳入歳出外現金として受け入れる県の指定金融機関口座への受入日が令和6年4月1日であったにもかかわらず、払出しを同年3月29日に行っていた。
神奈川県横須賀県税事務所	令和7年6月18日（令和6年11月18日職員調査）	歳計外現金事務において、競売配当金41,600円を県税収入として充当するに当たり、歳入歳出外現金として受け入れる県の指定金融機関口座への受入日が令和6年4月1日であったにもかかわらず、払出しを同年3月29日に行っていた。

## 2 臨時財務監査及び臨時行政監査

不適切事項が認められた箇所（1か所）

会計局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
会計課	令和 7 年 6 月 18 日（令和 7 年 3 月 13 日 職 員調査）	会計事務処理において、県税事務所の誤つ た事務処理により歳入歳出外現金の年度繰越 を82,900円過大に行ったことから、実際の保 管現金残高と公金の受払額を集計した金融機 関データの受払残額に82,900円の差額が生じ ていることを令和 6 年 4 月 17 日以降には認識 していたにもかかわらず、発生原因や是正方 法を正確に把握しないまま、令和 6 年度中で の是正はできないものと判断し、対策を講じ なかつたため、令和 7 年 2 月 18 日に是正が完 了するまでの間、この状況が続いていた。